ことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東北中央自動車道　栗子トンネル換気坑工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の、平成25・26・27年度における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、平成25年度における工事又は測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について併せて公示します。（既に現在有効な工事又は測量・コンサルタント等に係る競争の参加資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。）

平成 24 年 12 月 11 日

独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長　河野　博文

◎調達機関番号　586　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種等の区分

⑴　工事：建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表の28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等：測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

⑶　物品の製造：衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医療品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

⑷　物品の販売：物品の製造の業種等区分に同

⑸　役務の提供等：広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

⑹　物品の買受け：立木竹、その他

２　参加資格の申請

⑴　受付期間

①　工事及び測量・建設コンサルタント等について　平成26年３月31日まで随時申請の受付を行う。

②　物品の製造・販売等について　平成25年４月１日から当該資格が必要な場合は、受付の締め切りを平成25年３月７日とし、機構は資格決定通知書を４月１日までに発送するものとする。なお、平成25年３月８日以降は平成28年３月31日まで随時申請の受付を行う。ただし、上記①及び②の随時申請による資格の有効期間は、資格を付与したときから開始する。そのため、申請混雑等の影響で、資格の付与に時間がかかる場合には、希望する調達案件の入札等に間に合わないことがあるので、余裕をもって申請すること。

⑵　申請書の入手方法　「一般競争等参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の様式等は当機構のホームページ（http://www.jogmec.go.jp/）にアクセスし、出力することができる。

⑶　申請書の提出方法　申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること。（持ち込みによる提出は受け付けない。）

①　工事に係るもの

一　一般競争等参加資格審査申請書（工事）（工事経歴書含む）

二　添付書類（申請に必要な書類）

イ　経営事項審査結果通知書の写し

ロ　建設業許可書の写し（申請日現在で有効であるもの。）

ハ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

ニ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

ホ　建設共同企業体協定書の写し・共同企業体等調書（いずれも共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）

②　物品の製造・販売等に係るもの

一　一般競争等参加資格審査申請書（物品の製造・販売等）

二　添付書類

イ　営業経歴書

ロ　登記簿謄本（個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ハ　財務諸表類（個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ニ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

※希望する契約の種類について、既に平成25年度以降の全省庁統一資格を有する者は、全省庁統一資格の範囲内で営業品目を希望する場合には、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出することにより、上記②二のロ、ハ及びニの書類の提出を省略することができる。全省庁統一資格で付与されていない営業品目を希望する場合には添付書類の省略はできない。

ホ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

③　測量・建設コンサルタント等に係るもの

一　一般競争等参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　登記簿謄本（個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ニ　登録証明書等

ホ　財務諸表類（個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ヘ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

ト　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

３　競争に参加することができない者

⑴　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（2004年（財経）要領第１号）第５条の規定に該当する者

⑵　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第６条の規定に該当すると認められる者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　業務等に関し法律上必要な資格を有していない者